

公職選挙法の一部を改正する法律案の概要

第1 参議院議員の定数の削減

- 1 参議院議員の定数を 242 人（現行 248 人）とする。
- 2 参議院比例代表選出議員の定数を 94 人（現行 100 人）とする。
 - ・ 平成 30 年公職選挙法改正に基づく埼玉県選挙区の定数 2 増を維持
→ 最大較差（福井県選挙区と宮城県選挙区の間での 3.031 倍（令和 2 年国勢調査日本国民人口））に変更なし
 - ・ 比例代表選出議員の定数については、平成 30 年公職選挙法改正による 4 増をやめ、加えて 2 減（合計 6 減）

第2 参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

いわゆる「特定枠」の制度を廃止する。

第3 検討

令和 7 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しについての検討条項を設ける。

【参考】参議院議員の定数の比較

	平成 30 年改正前	平成 30 年改正後 (現行)	この法案による 改正後
総定数	242	248(+6)	242(-6)
選挙区	146	148(+2) (埼玉 2 増)	148 維持
比例代表	96	100(+4)	94(-6)

比例 6 減